

## 令和3年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画【評価結果】

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「令和3年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画」について、当該計画に定める評価指標を達成するための各種取組の達成状況及び実行性等について以下のとおり自己評価を実施した。

### 1. 令和3年度調達等合理化計画の実施状況

調達等合理化計画	実施状況
<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、法人の使命である「研究開発成果の最大化」を推進するために、以下の重点的に取り組む分野及び取組内容について、着実に実施するとともに、契約の公平性・透明性の確保やコスト低減というアウトカムに繋がる契約方式を検討していくこととする。</p> <p>(1) 適正な調達手段の確保</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)」に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を重視する観点から、研究開発業務の特殊性を考慮し、随意契約基準要件(特命クライテリア)に基づき、適切に判断の上、公平性・透明性を確保しつつ随意契約を含めた合理的な方式による契約手続を推進するとともに、良質かつ適正な価格での契約に資する。この場合、契約監視委員会において個々の契約案件の合理性について事後点検を行う。</p>	<p>研究開発業務を考慮した合理的な契約手続として、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、研究開発に係る設備機器の特殊性や互換性の確保、特殊な機器の買入れ等を理由とした随意契約要件(特命クライテリア)を適用した競争性のない随意契約を契約審査委員会において厳正な審査を行った上で223件(全契約件数の4.8%)実施した。</p> <p>また、受注者の安全意識の低下防止及び技術水準維持を目的に機構と受注者が一定の緊張感の下、着実かつ適正に業務が履行されていることを確認するために導入した複数年の随意契約へ移行した業務請負契約に係る履行状況の適正性確認について、令和3年度は令和2年度に複数年契約へ移行した業務請負契約(28件)を対象に、受注者による契約履行期間中の実施状況に係る自己評価の報告を受け、契約審査委員会において履行状況の適正性確認を実施した。</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>一者応札・応募については、以下の応札者拡大のための各種取組を引き続き工夫して実施するとともに、新規参入を増やす新たな取組として、専門性を有しない一般的な業務内容を切り分けて発注する方式を進めることにより、更に競争性が拡大するような施策を図る。</p> <p>また、2 か年度以上連続して一者応札が継続している案件については、契約種別毎の傾向と要因を分析したうえで、競争環境が整う見込みのある契約と競争環境が整う見込みのない契約とに類型化し、前者の場合は応札者の拡大に取組み、後者の場合は契約審査委員会の審査を受け、競争性のある契約(確認公募)に移行することにより、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を推進する。</p> <p>(主な取組事例)</p>	<p>さらに、令和 2 年秋の行政事業レビューにおける指摘を踏まえた対応として、『「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の機構の取組」に係る自己評価について、令和 3 年 6 月及び 8 月の契約監視委員会において説明を行い、令和 3 年 9 月の契約監視委員会です承を得た。なお、自己評価における具体的な対応方針を踏まえ、以下「①～④」の具体的な取組を実施した。</p> <p>①旧関係法人との関係適正化について、各法人の実態を的確に把握するためのモニタリング調査の実施</p> <p>②令和 4 年度更新予定で過去 3 年間続けて同一企業の一者応札となっている業務請負や保守点検等(160 件)に係る業務切り分け検証の実施</p> <p>③令和 3 年度より新たな取組として、予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化を確認する「勘定奉行機能」の下、年間役務契約等に係る契約ヒアリングの実施</p> <p>④契約関係の合理化及び効率的な運用について共有を図ることを目的とした契約監視委員会委員と機構役員との意見交換の実施</p> <p>一者応札・応募については、新規参入を増やす取組として、令和 4 年度更新予定で過去 3 年間続けて同一企業の一者応札となっている 160 件の業務請負や保守点検等について、更なる競争性の拡大を目指し、専門性を有しない一般的な業務内容の切り分けに係る検証を実施した。検証の結果、すべての案件で切り分けることは困難となり、請求箇所とのヒアリングにより再検証を実施したものの、結果として切り分けが必要な契約案件は確認されなかった。</p> <p>また、2 か年度以上連続して一者応札となっている契約のうち、互換性や特殊技術(特許等)の観点から特定の企業以外による契約履行が実質的に困難であり、応札者拡大の取組を実施してもなお競争環境が整う見込みがない案件(63 件)については、合理的な契約手続とすべく一般競争入札</p>

調達等合理化計画	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間発注計画の作成及びホームページ掲載</li> <li>・一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート(設問内容の改善)</li> <li>・一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施</li> <li>・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検</li> <li>・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)</li> <li>・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知 等</li> </ul> <p>さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、契約監視委員会において落札率が 100 パーセント等、高落札率となっている個々の契約案件の事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。</p> <p><b>【評価指標:研究開発業務の特殊性を考慮した合</b></p>	<p>から確認公募による競争性のある契約に移行し、透明性及び競争性を確保した中でコスト削減に努めた。</p> <p>一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を図るため、年間発注計画の機構公開ホームページ掲載、応札しなかった企業へのアンケート調査・分析、一者連続受注案件に対する履行実績調査、応札者に分かりやすい仕様書の作成、電子入札の活用、入札参入ガイドの周知、公告期間の十分な確保等の取組を継続実施した。</p> <p>なお、応札しなかった企業へのアンケート調査結果(回答数 219 件)については、原子力施設特有の特殊性を理由とした回答の割合は前年度に比べ減少傾向にあるが(13.1%→10.5%)、一方で企業に求められる技術要件や資格要件を満たすことが困難であることを理由とした回答の割合が前年度に比べ増加しており(21.6%→29.7%)、技術的な観点から応札を控える傾向にあることが確認された。また、新型コロナウイルス感染症や半導体不足等の影響による納期遅延リスクを理由に応札を控える回答も確認できた。</p> <p>応札しなかった企業へのアンケートの実施については、平成 28 年度から継続実施しているものの、アンケート回答数は下降傾向であり、企業が入札に参加しなかった要因を十分に把握できない状況になっており、契約業務における課題である「一者応札」「高落札率」「コスト削減」への改善対応につながる有効な回答が期待できないことから、これを改善するため、令和 4 年度早々の運用を見据え、令和 3 年度中にアンケート方法等の見直しを実施した。</p> <p>高落札率の要因の一つである一者応札の改善に向けた応札者拡大の取組を継続実施し、落札率 100%案件は、一般競争入札を実施した 3,060 件に対し 298 件(9.7%)認められるが、「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」(平成 28 年 7 月公表)の提言を踏まえた競争性確保の各種取組を実施する以前の平成 27 年度実績 354 件(11.4%)に</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p><b>理的な契約手続への移行件数、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】</b></p>	<p>比べて、1.7ポイント減少させた。なお、前年度との件数割合においては、労働者派遣に係る複数年契約の更新の影響により4.1ポイント増加(件数割合5.6%→9.7%)している。</p> <p>また、落札率が100%など高落札率となっている契約のうち、契約監視委員会が指定するものについて、同委員会において点検を受け、適正に契約が行われていることが確認された。</p>
<p>(2)合理的調達に関する取組</p> <p>環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>①環境負荷の少ない物品等の調達 環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。</p> <p>②適切な発注単位の調達 一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。</p> <p><b>【評価指標：一括調達及び最適な発注単位での調達への変更件数】</b></p> <p>③Web 調達の運用及びフォローアップ 令和3年4月の運用開始から一定期間経過した時点において、利用者を対象としたアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえた課題や問題点を整理した上で、システム改修や運用面での見直しを図る。</p>	<p>①物品等の選定に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するなど、環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施した。</p> <p>②コピー用紙、ガス類、拠点・施設の電気需給契約及び機構内で幅広く使用されているソフトウェアライセンス(Microsoft Office等)の一括調達を継続実施し、契約の合理化及び効率化を図った。</p> <p>また、類似する施設等の運転保守業務請負契約の一本化、仕様が固定化された役務契約の複数年契約への移行など、最適な発注単位での調達に努め契約の合理化及び前年度比で約48百万のコスト低減を図った。</p> <p>③令和3年度から運用を開始したWeb調達システムについては、約29,000件、約413百万円の利用実績となり、契約手続の簡略化やコスト削減に効果を発揮した。また、運用状況のフォローアップとして、利用者アンケート調査等を実施し、課題や改善点の把握に努めた。アンケート結果で明確となった各種要望(システム操作性の向上、取扱商品の拡大、納品後の検収業務の改善等)については、運用改善に向けた検討を開始している。</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>④電子契約システムの導入検討</p> <p>契約業務の効率化及びコスト削減に資するものとして、契約相手先との契約書の取り交わしをクラウド型の電子契約サービスを活用した電子契約システムの令和3年度試行導入に向けたシステム環境及び運用基準等の着実な整備を実施する。</p> <p><b>【評価指標:システム運用後の評価件数、システム環境整備、運用基準等の整備】</b></p>	<p>④電子契約システム導入の参考とするため、既に導入し運用を進めている自治体・他法人等を訪問し導入状況の調査を実施した。これを踏まえ、機構における決裁手続の運用、電子契約書の管理方法の検討等の具体的な解決すべき課題を抽出し、今後の本格導入に向けた試験的な導入を進めることとして、令和4年2月から3月にかけて電子契約(10件程度)を試行した(電子契約サービスを運営する会社が提供するトライアルサービスを活用)。</p>
<p>(3)職員等のスキルアップ</p> <p>契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を実施する。さらに、情報共有ツールを活用した契約業務に係る様々な情報の発信により契約担当者のスキルアップを図る。</p> <p><b>【評価指標:各研修:実施回数1回以上/年、契約担当者における受講者割合拡大、情報共有ツールの構築】</b></p>	<p>契約業務の基礎知識、予定価格の積算方法、各種契約方式の実務上の留意点等を習得させるため、契約業務初任者を対象とした研修(令和3年12月)や契約実務者を対象とした研修(令和3年12月)を階層別実施した。なお、研修の進行に当たっては、契約担当者の更なるスキルアップを目的に、若手職員に講師を担当させるなど研修方法の工夫を行った。</p> <p>また、契約担当者間の情報共有ツールの構築として、契約部門専用サイトを開設し、契約に係る教育資料等の掲載により契約担当者のスキルアップを図った。</p> <p>&lt;研修受講数:令和2年度26名、令和3年度43名(対前年度17名増)&gt;</p>
<p>(4) 契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化</p> <p>契約請求発注部署を対象に契約リスクの抽出を行い、TV会議等も活用し、個々の契約案件に関して契約手続の適正性、発注の妥当性及びコスト最適化についてヒアリングを実施する。</p> <p><b>【評価指標:コスト削減を主眼としたコンサルティング活動の実施】</b></p>	<p>予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認、契約ヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化等を確認する「勘定奉行機能」の下、契約案件についてヒアリング(令和3年11月、12月)を行い、問題意識の共有を図ることに加え、ヒアリング結果に対する発注部署へのフィードバックも実施し、より深い連携を図った。</p> <p>また、契約部幹部と研究開発部門幹部との間で契約業務に関する課題等について意見交換(令</p>

調達等合理化計画	実施状況
	<p>和3年11月、12月)を実施し、機構における契約上の課題や改善の必要性、発注部署が抱える契約上の疑問等に対して意識共有を図った。</p> <p>&lt;ヒアリング件数:約140件(契約件数)&gt;</p> <p>&lt;意見交換:6回(研究開発部門6部門)&gt;</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。</p> <p><b>【評価指標:契約審査委員会による点検件数:少額随意契約基準額超全件】</b></p>	<p>令和3年度においても少額随意契約基準額を超える全ての随意契約について、専門的知見を有する技術系職員を含む機構職員及び外部有識者を委員として構成する契約審査委員会により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・検証を実施し、ガバナンスの徹底を図った。</p> <p>&lt;契約審査委員会による点検件数:818件&gt;</p>
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。</li> <li>・懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する。</li> <li>・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。</li> <li>・リスクマネジメント活動を推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。</li> </ul>	<p>契約実務担当者を対象とした検討ワーキンググループ及び契約担当課長を対象とした全拠点会議を開催し、密な連携の下、契約実務に係る各種基準・規程等の点検及び改正、契約解除や契約不調等の契約上のリスクなど、認識を共有した。</p> <p>各研究開発拠点における契約の契約審査を実施し、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類等は適正に管理されているかなどを審査した。</p> <p>リスクマネジメント活動において、契約業務で想定されるリスクの抽出を行うとともに、契約担当課長会議等において契約リスクの認識について共有化を図るとともに、発生防止に係る対応策についても</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>・全職員に対して、e ラーニングを活用した契約業務の現状と各種情報の発信、さらには契約業務に対する認知度を図るためのアンケートを実施する。</p> <p>・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。</p> <p><b>【評価指標:e ラーニング教育の受講率 100%、研究不正及び官製談合 0 件】</b></p>	<p>意見交換を行った。また、理事長を委員長とするリスクマネジメント委員会において、上記契約業務に係るリスクマネジメントが適正に行われているか確認を受けた。</p> <p>契約部門のみならず、請求元も含めた機構全体で契約業務の理解促進が重要であるとの考えの下、契約業務がより一層実効的かつ効果的になるよう、全職員に対して e-ラーニングによる契約業務内容の課題及び改善すべき事項等の理解促進と意識の向上を目的として、教育を新たに実施した(受講率 100%)。また、本教育の理解度調査もあわせて実施し、その結果、受講者の約 9 割を超える職員の理解が得られたことを確認した。</p> <p>契約関係職員のみならず全職員に対して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえた研究費の不正使用の未然防止を図るための e ラーニングによる研修を実施(受講率 100%)するとともに、官製談合の未然防止を図るため、e ラーニングによる官製談合防止教育を実施(受講率 100%)し、職員等の認識を深めるとともに知識向上を図った。なお、研究不正及び官製談合に該当する行為はなかった。</p>
<p>(3)利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。</p> <p>「利益相反マネジメント規程」に基づき、機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するなど、利益相反マネジメントを適切に行う。</p> <p>これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。</p>	<p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等に基づき、利害関係者等と機構職員が契約手続等に関して接触した場合は接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表した。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口(弁護士事務所)及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度の運用を継続した。</p> <p>機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するため、利益相反マネジメントに係る e ラーニング教育を実施(受講率 100%)した。</p>

## 2.令和3年度調達等合理化計画における自己評価

### ○重点的に取り組む分野

応札者拡大のための各種取組を継続的に実施するとともに、2 か年度以上連続して一者応札となっており、競争環境が整う見込みがない契約案件について、過去の確認公募への移行事例及び移行要件を周知し、契約審査委員会の審査を受け 63 件を一般競争入札から確認公募による競争性のある契約に移行している。

この取組では、経済性の確保を重視した価格交渉によるコスト削減効果のあった事案もあり、有効性が認められることから、これら随意契約に移行したことによる効果を検証するとともに、その結果を他の契約案件にも反映し、より適正な契約に資することとする。

令和 2 年秋の行政事業レビューにおける指摘を踏まえた対応として、『契約方法等の改善に関する中間とりまとめ』以降の機構の取組について自己評価を行い、令和 3 年 9 月の契約監視委員会です承を得るとともに、自己評価で示した対応方針に基づき、①旧関係法人との関係適正化について、各法人の実態を的確に把握するためのモニタリング調査、②令和 4 年度更新予定で過去 3 年間続けて同一企業の一者応札となっている業務請負や保守点検等の業務切り分けに係る検証、③予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化を確認する「勘定奉行機能」の下での、年間役務契約等に係る契約ヒアリング、④契約関係の合理化及び効率的な運用について共有を図ることを目的とした契約監視委員会委員と機構役員との意見交換を実施している。令和3年度に着手した取組の継続実施に加え、確認公募に移行した案件の移行件数やコスト削減効果のモニタリング検証等について、契約審査委員会等と連携し実施していく。

落札率 100%案件については、一般競争入札を実施した 3,060 件の中で 298 件(9.7%)となっており、「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」(平成 28 年 7 月公表)の提言を踏まえた各種取組を実施する以前の平成 27 年度実績 354 件(11.4%)に比べて 1.7 ポイント減少となっているものの、前年度と件数割合においては、労働者派遣に係る複数年契約の更新の影響により 4.1 ポイント増加(件数割合 5.6%→9.7%)となっている。

高落札率の改善については、一者応札が高落札率となる傾向があることから、従来からの応札者拡大のための取組は引き続き継続するものの、競争性のみにかかわらず効果的な契約方式を適用することにより、より一層のコスト削減を図っていくこととする。

### ○職員等のスキルアップ

契約担当者の更なるスキルアップのため、契約部主催の研修に加え、外部機関が主催する契約実務に関する研修への参加を積極的に行うとともに、OJT による若手契約担当者の育成を図った。今後も契約業務に係る e ラーニング教育の実施について、質を落とさず効果的な教育となるよう教育内容の見直しを行い職員等のスキルアップに努める。

### ○調達に関するガバナンスの徹底

不祥事の未然防止等を目的として、全拠点の契約請求部署を対象とした発注計画ヒアリング等の契約適正化等に関するコンサルティング活動を実施するとともに、契約審査委員会による審査、官製談合の防止及



び研究不正に係る e ラーニングなどの各種教育の実施等を通じて調達に関するガバナンスの徹底に努めた。

これらに加え、Web調達システム導入による事務作業の省力化へ貢献するとともに、電子契約システムの試行、研究開発部門との情報共有等を積極的に進め、一定の成果を得ているところである。

以上の各種取組については、一定の成果が認められるとともに、適切な運用が行われているものの、引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施に向けて、契約監視委員会の点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。

以 上